

令和3年度第2回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 令和3年5月12日(水) 10:00~11:30
2. 開催方法 : Web会議
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 9名
水谷部会長、惣田委員、樋口委員、魚島委員、高田委員、前田委員、松井淳委員、松井孝委員、山田委員
 - 事務局他 : 5名
(奈良県水循環・森林・景観環境部 環境政策課、廃棄物対策課)
 - 事業者等 : 3名
4. 傍聴者等 : 2名
5. 議題 : 奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見について
6. 配付資料 : 資料1 計画段階環境配慮書についての市長意見
資料2 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)
資料3 部会報告(案)
資料4 奈良市新クリーンセンター建設に係る
計画段階環境配慮書・要約書(既送付)
7. 議事概要 : 事務局より、前回の部会での委員からの意見に対する見解について説明した後、環境審議会では報告する内容について説明を行った。その後、事務局より部会報告(案)について説明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

○質疑概要

水谷部会長：まず、資料1の市長意見、資料2のこれまでの部会での意見とそれに対する事業者の見解、このあたりでお気づきの点ありますでしょうか。

高田委員：参考資料1と、部会(案)に関して意見を述べさせていただきます。参考資料1の7頁をご覧ください。以前からいただいている環境影響配慮書の他、全ての資料を通してですが、一番詳しい整備計画等の図面が、この7頁の図ではないかと思いますが、A案、B案の位置が特定し難いので、こういう図面の上に、A案、B案の位置をきちんと示すことが最低限必要ではないかと思いますが。今までの資料には、そういう図面がありません。例えばこの7頁の所に、今ある赤丸のような曖昧な書き方ではなくて、シミュレーション等した時の区画をかなり厳密に特定してきちんと示していただきたい、というのが意見です。

それから、部会報告(案)にも関係しますが、景観は勿論重要なんですけど、今回の施設の建設によって、場合によっては災害リスクの変化、人命リスクの変化が生じる可能性があると思います。具体的に言いますと、参考資料1の7頁の図面で、赤い丸印の所に、かなり浸水に強い施設を作ると、矢印②の根元部分の住宅地の洪水リスクが高くなると思います。施設の作り方によると思いますけれども、そういう危険性への配慮に関する記述が欠けているのではないかと思います。というのが率直な印象です。現在の部会意見には、浸水リスクに関する記述はありますが、これは施設の浸水リスクであって、周辺地域に関する浸水リスクの変化には触れられていないので、これは入れるべきではないかというのが私の意見です。

水谷部会長：ありがとうございます。具体的な部会報告(案)の中身にも関わるご意見ですので、ひとまず資料1,2に関するご意見、ご質問等が無ければ、部会報告(案)の審議に入っていきたいと思います。現段階で資料1、資料2について特段のご意見等無いでしょうか。何かあれば、後でも仰って頂ければと思います。

先程の高田委員のご意見ですけれども、1点目が、施設の想定されている位置ですね、これが具体的な場所がしっかり書かれていないのではないかと、とのご意見ですけれども、私も確かにそうだなと思います。A案、B案というのは他の図面が出てきていますが、それがこの図の何処にあてはまるか、というような記載はできるのでしょうか。

事務局：事業者に対して、A案、B案の位置を示した資料を作成するよう指示します。恐らく、事業実施想定区域が定まっていない、という理由で、参考資料1の7

頁の図面には示していなかったかと思いますが、審議会に向けては、A案、B案を示した資料を作成するようにいたします。

水谷部会長：分かりました。現在の想定を元に配慮書を作成し検討する、という前提条件です。入れておいて貰えればと思います。

高田委員からもう一点、これは部会報告(案)の中身についてのことですが、浸水リスクについては、施設自体の浸水リスクだけではなく、周辺の、特に北側に位置する集落への浸水リスクというのも考慮した上で、施設の計画をしていくべきだ、というようなご意見がありました。このあたり、意見の中でどんな形で組み込んでいくか、というところでご意見いただければと思います。

高田委員：私案ですが、参考資料2の一番最後の頁、景観についての部会意見(案)、イの文言をちょっと変えていただく、という事でも対応は可能かなと思います。具体的に申し上げますと、「計画建物の大きさ、形状、デザインについて、現実的な地盤高や対象事業実施想定区域の浸水リスク及び周辺地域への浸水リスクの影響変化を考慮した上で、環境影響評価を実施すること。」のような文言にさせていただくと、周辺まで考慮してください、ということが含意されると思います。最低でもそのような修正を加えていただけないかというのが希望です。

水谷部会長：具体的な提案をいただきましてありがとうございます。部会報告(案)の景観のイの所ですね、対象事業実施想定区域だけでなく、周辺地域への浸水リスクも明記する、ということですね。

樋口委員：よろしいですか。高田委員からご提案のあった文章については、賛同いたします。ただ、そうすると、単に景観だけの配慮では無くなるので、浸水リスク、となるとかなり大きな項目にもなるので、単に景観についての項目では無く、その他について、とか何か別項目を立てて強調して書かれてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

水谷部会長：1大気質、2景観、の前の所に書き込んで、というのものもあるかもしれませんが。資料3でいうと、具体的に大気質等の意見に入る前の文章で、一般的な内容の所ではありますけれども、浸水リスクについて追加することはあり得るかもしれないですね。

事務局：今、参考資料2の7頁を画面にお示ししております。こちらは、大気質等、先生方に議論していただく項目の一覧表です。何かこの区分に当たるような所が

あれば、項目を立てるというのも一つの案かと思い、表示いたしました。

樋口委員 : 基本的に配慮書に対する意見というのは、この表の○の付いている項目についてのみ意見を述べて、それ以外についての別項目を立てる、ということは無いということでしょうか。

事務局 : そういう意味ではございません。

樋口委員 : そうではないんですね。では、今の議論をまとめると、先程高田委員が仰ったご意見に関しては、最初に全般的な項目について、という書き方をするか、最後の方に、その他事業計画、といった項目を立てるか、どちらにしても項目を立ててそこに入れた方が良いんじゃないかというのが私の意見です。

水谷部会長 : ありがとうございます。今事務局から示されている項目、ここに項目を立てるといふ話ではないですね。先程私も提案しましたがけれども、大気質、景観、という個別の項目ではなく、配慮書全体の中で配慮して欲しい、というのであれば、前段の所に書き込む、というのが一つあるかなと思います。前段を書き込んだ上で更に景観の所でもう一回言う、というのもあるかもしれませんし、その他として立てるのか、どちらかかと思います。

樋口委員 : 事務局の方にお任せします。

水谷部会長 : 分かりました。言及が限定的だということですので、そこについては景観に関わることだけではありませんので、広い視点での意見だということが分かるように、事務局と相談したいと思います。

それ以外に部会報告(案)、参考資料についてご意見があれば、お願いします。

水谷部会長 : 私からなんですけれども、参考資料の2の例えば12ページですね、審査部会における意見概要、事業者の見解が載っているページがありますがけれども、最後、部会報告(案)に結びついた意見と事業者見解は載っていないんですね。それは、そこまで含めて意見なので、載せるなら全部載せた方が良いでしょう。むしろ部会意見(案)の部会意見とはしない、という記載は要らないと思います。審査部会で議論の結果を報告するので、全部淡々と載せる方が良いでしょう。

事務局 : ご指摘のとおり、資料2の内容をそのまま載せるようにいたします。

水谷部会長：資料2の内容といたしますか、右側の欄は要らないんじゃないですか。これは意見に入れた、これは入れない、というような項目なので。事業者見解までで、最終的には部会報告(案)はこうなりました、というのが最後の方にありますので。一つ一つの意見について、意見とする、しないということを書く必要はないと思います。

事務局：承知いたしました。

水谷部会長：他に何かお気づきの点ありますでしょうか。特に部会報告(案)について、どんな意見にするのか、各方面からご意見いただければと思います。

水谷部会長：私の方からばかりで申し訳ないんですけども、部会報告(案)について、2点気がついた所があります。各論の大気質についてなんですけど、実際に施設から排出されるガスの最大濃度を想定した上で最大着地濃度を予測・評価しなさい、という意見を前回いただいたので、部会報告(案)にされているんですけども、部会報告(案)の前段の「環境保全目標値について」の部分が、特に書かなくて良いような気がします。予測・評価の仕方として、実際に施設から排出されるガス濃度、これまでの焼却炉のデータ等を集めた上で、予測・評価をしなさいよ、ということと、環境保全目標値をどうするのか、という話はちょっと違う話なので、繋がりが無いような気がしています。前段の環境保全目標値は、事業者が立てるものですけども、それを最大着地濃度を考慮した上で立てろ、と言っている訳でもないで、特段この前半部分と後半部分の関係が無いのであれば、しっかり予測・評価しなさい、という意見だけで良いのではと思います。つまり、「環境保全目標値について」の部分は要らないんじゃないかと思えます。

もう一点、2の景観の所ですけども、アとイと二つあって、イの方は先程から議論されていますように、計画する施設のスペックを決めるにあたってのことを言っています。アの方ですね。これはかなり技術的な内容になっていて、景観への影響について、仰角予測を行っている奈良県立奈良養護学校についてもフォトモンタージュを作れ、というような、かなり具体的な指摘になっているんですけども、参考資料2で先程説明いただいた中で、眺望点の予測結果というフォトモンタージュが17頁から21頁まで9つ並んでいる。次の22頁の各予測地点からの仰角の予測結果という所で何故か9地点ではなく10地点あって、奈良県立奈良養護学校からの仰角を予測していて、焼却施設で30°という巨大な壁のようなものができます、という結果が出ていますが、フォトモンタージュが無いじゃないか、ということでの意見なのかと思います。隣接地

ですので、とても大きな施設として見えてくるのは明らかで、そのフォトモンタージュが何故無いのか、疑問には思いますけれども、意見として、今後の予測・評価の中で、奈良県立奈良養護学校からのフォトモンタージュを作成しろ、とそこまで具体的なことを言う必要があるのかなと。それよりも、ちゃんと予測・評価するうえでは、適切なフォトモンタージュを作成して、予測・評価を下さい、と一般的な意見を言えば良いのかなと思いました。このアについては、細かな点に入りすぎているかなという気がしましたので、そこはもう少し一般的に、「景観の予測・評価について、適切に実施下さい」という表現で良いのではという気がします。

事務局 : 今水谷部会長からのご意見のとおり、修正いたします。具体的な奈良県立奈良養護学校、という表現では無く、「景観については、適切なフォトモンタージュを作成すること」と修正させていただきます。

水谷部会長 : ありがとうございます。大気質の方は、どうですかね。環境保全目標値、というのをさなきゃいけない、とかこうした方が良い、というのがあれば。

山田委員 : 部会長の仰るように、大気質の所は、環境保全目標値、という文言がいきなり出てきて分かりにくいと思いますので、そこを削って、「実施に施設から～」という所から始めても良いですが、いきなり「実施に施設から～」では読みにくい、ということであれば、最初に「今後の環境影響評価において、実際に施設から～」にし、最後に「～考慮した上で実施すること」とすればどうでしょうか。

水谷部会長 : ありがとうございます。確かに、いきなり「実際に～」と始まると唐突感がありますので、具体的なご意見をありがとうございます。「今後の環境影響評価の実施にあたっては、実際に施設から排出されるガスの最大濃度を想定し、最大着地濃度を考慮した上で、予測・評価を適切に実施すること」と、まとめればそんな感じですかね。

山田委員 : それで結構です。

水谷部会長 : 他に部会報告(案)について、何かお気づきの点はありますか。

松井淳委員 : 先程の資料2の方で、赤字で部会報告(案)が書かれている所というのは、参考資料2の最後に部会意見として採用されていて、前の頁の意見概要一覧では、

部会意見とはしない、とまとめている所からは抜けているんですけども、部会意見として採用したもの、しないものを合わせて議論されていて、その中で採用したものが後ろの頁にまとめられるということであれば、例えば資料2の1頁の大気質の5番ですとか、10番というのも、前の方の一覧に入ってもおかしくないんじゃないかと思ったんですけども、前の方は（意見として）却下のものだけ集められている形になっているのはどうなのかなと思いました。

水谷部会長：ありがとうございます。参考資料2の審査部会における意見概要、事業者の見解の部分ですよね。そこに部会意見として採用されたものは入ってこないというのは、ということですね。それについては、そこも含めて参考資料2の方に入れて、むしろ参考資料2の方も右側の部会意見(案)の欄を取ってしまう、という方向で、事務局もよろしいですか。

事務局：そのように修正させていただきます。

水谷部会長：よろしくお願いします。それ以外に、部会報告(案)、参考資料について、審議会で報告される中身ですので、お気づきの点があればご意見をお願いします。

水谷部会長：細かいところですが1点。参考資料1の8頁、審議の経緯の所なんですけれども、右側の方に公告・縦覧から始まって、現地確認、説明会、これは部会の話ですよね。その下の4月21日、5月12日、これは部会審議ですけども、4月16日の意見概要提出、がやや唐突に感じるんですけども、これは奈良市がまとめた意見概要が送られてきた日だと思うんですけども、これは書く必要があるんですか。これを特記して書く必要があるなら、そのままでも良いですけども。細かい話ですので、整理していただければと思います。

事務局：後程整理させていただきます。

水谷部会長：他にございますでしょうか。全体の構成をどうするかは、後程事務局と相談させていただきたいと思いますが、浸水リスクに関しては、私としては、具体的意見が始まる前の所に、浸水リスクを考慮し、事業計画を策定しなさい、という風に入れた方が良いでしょう気がして、更に、高田委員が仰ったように、浸水リスクについてはもう一回、景観の所でも言う、2回言っても良いかなと思います。後は大気質のあの、環境保全目標値の話無くす、景観については、奈良県立奈良養護学校の表記を無くす。これまでいただいたご意見ではそんな形での修正となっていますけれども、それで大丈夫でしょうか。

山田委員 : 部会長のご意見でよろしいかと思ます。確かに今回、大気と景観の二つを取り上げましたが、浸水リスクも考慮することは重要かと思ますので、それで結構かと思ます。

高田委員 : 部会長のご提案で結構かと思ます。ありがとうございます。

水谷部会長 : ありがとうございます。では、部会報告(案)の文言については、私と事務局の方で最終的に整理をさせていただきたいと思ます。それ以外に、他に何かありませんか。

樋口委員 : 事務局に根本的な質問をさせて貰いたいんですけども、配慮書というものは新しい制度なので、私もあまり見る事が無いんですけども、今回の配慮書の内容は、大気質に考慮した煙突の高さと、景観での煙突の高さによる影響が、基本的にはトレードオフの関係になる。それはあらかじめ分かっている事で、今回分かったのはこの煙突の高さの範囲内であればさほど影響は無い、ということ配慮書で評価して貰った、ということになるんですけども。じゃあ、これからの環境影響評価の段階で、ずっとこの複数案のまま最後の評価書までいって、最終建設する段階で煙突の高さが決定する、そういう話になるのか、方法書、準備書、評価書のどこかの段階では、煙突の高さというのはどこかで定まった高さというものがあるのか、結局どうなるんですか。

事務局 : 方法書の段階になりましたら、具体的な煙突の高さは明らかになり、それに対する図書が出来上がってくるかと思ます。

樋口委員 : そうなんです。今回の配慮書の段階でどの高さが良い、というのは我々が判断をしていないんですけども、事業者が決めてくるということですね。分かりました。

水谷部会長 : ありがとうございます。そういう意味では、この意見書の中で何に注意して欲しい、ということをしっかり述べておくことが、それに基づいて事業者が計画を策定して、次のステップに繋がっていくので、この配慮書段階での意見というのは、そこそこの意味を持つてくるのかなと思っているところです。

他に何か、お気づきの点やご意見等ありますでしょうか。

それでは、今回いただいた意見に基づいて、部会報告資料を事務局に準備していただくということと、部会報告(案)を最終的に整理していきたいと思ま

す。最終案については、私と事務局とでまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

(他の委員より賛同)

水谷部会長：ありがとうございます。

それでは進行の方を事務局に返させていただきます。